

1

第 1 章

計画の基本的事項

1-1	改定の趣旨と背景	2
1-2	改定の視点	6
1-3	計画の位置づけ	6
1-4	計画の対象とする環境	8
1-5	計画の対象地域	8
1-6	計画の対象主体と基本的な役割	9
1-7	計画の期間	9

1-1 改定の趣旨と背景

(1) 趣旨

本市では、平成21年3月に山口市環境基本条例第8条および第9条第1項の規定に基づき、本市の環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、「山口市環境基本計画」を策定しました。

併せて、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の規定に基づき、地球温暖化対策の具体的な推進を図るための行動指針として、「山口市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

策定から6年が経過し、これまで改定前の計画に基づき、めざす環境像「環境から創る 健全で恵み豊かなまち やまぐち」の実現に向けた諸施策を着実に取り組んできましたが、平成23年3月に発生した東日本大震災による影響等により、本市の環境を取り巻く諸情勢が大きく変化したことから、改定前の計画における諸課題が明らかになってきたところです。

改定に当たっては、次の背景に掲げている社会情勢の変化や環境施策の動向に的確に対応し、市民や事業者、市（行政）がそれぞれの役割と責務に応じて協働しながら、本市の環境の保全と創造に関する施策を進めていく上で、これまでの年次報告書における指標の目標達成状況等の評価結果を踏まえ、成果と課題を明らかにし、本市の現状に即した実効性のある計画に見直しました。

(2) 背景

【環境基本計画について】

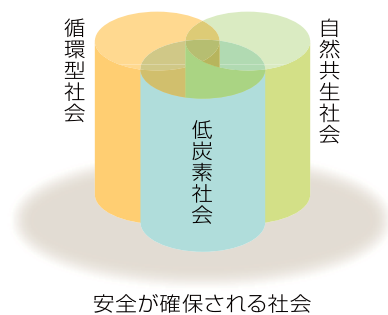
●国では、平成24年4月に「第4次環境基本計画」が閣議決定されました。この計画では、目指すべき「持続可能な社会」の姿を人の健康や生態系*に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会と定義付けています。

また、持続可能な社会の姿を実現する上で重視すべき方向としては、「政策領域の統合による持続可能な社会の構築」、「地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進」等、4つの柱が示されました。

更に、東日本大震災による原子力発電事故の影響を踏まえ、復旧・復興に係る放射性物質による環境汚染対策を新たな取組として掲げています。

●県では、国の第4次環境基本計画に基づき、平成25年10月に平成32年度を目標年度とする「山口県環境基本計画（第3次計画）」が策定されました。

〈～目指すべき持続可能な社会～〉



【県の環境基本計画(第3次計画)の概要】

《基本目標》

健全で恵み豊かな環境の保全と創造～安心・安全で持続可能な社会づくり～

《長期的目標》

- ①健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- ②県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- ③豊かな自然特性や多様な産業特性を活かした持続的発展可能な社会の構築
- ④快適で潤いのある環境を守り、育む人づくり・地域づくりの推進

《重点プロジェクト》

- ①再生可能エネルギーの導入促進、②「低炭素社会*」構築の推進、③循環型社会形成の推進、
- ④「自然共生社会」実現に向けた連携・協働の促進、⑤未来へつなぐ生活環境の保全の推進、
- ⑥水素利活用の促進、⑦EV等次世代自動車の利活用促進、⑧環境「人財」づくりの推進

【エネルギー政策と地球温暖化対策について】

●国では、再生可能エネルギー*の普及・拡大を図るため、平成24年7月から「再生可能エネルギー固定価格買取制度*」が開始されるとともに、平成26年4月に新たに「エネルギー基本計画」を策定し、中長期(今後20年程度)のエネルギー需給構造を視野に入れた、総合的かつ計画的なエネルギー政策の方向性が示されました。例えば、再生可能エネルギーの導入加速や、省エネルギーの徹底、コージェネレーション*や蓄電池等の二次エネルギーの導入促進を掲げています。

●県では、地球温暖化防止や産業振興等に寄与する再生可能エネルギーを総合的、計画的に導入するため、平成25年3月に「山口県再生可能エネルギー推進指針」が策定され、その中で県内の再生可能エネルギーの導入目標値を平成32年度末において、平成23年度末の約2倍に設定されました。この実現に向けた重点プロジェクトとして、太陽光や小水力、バイオマス*の普及拡大、スマートコミュニティ*の推進等を掲げています。

●国や県では、平成32年度(2020年度)に向けた新たな温室効果ガス*排出量の削減目標を定めました。

《温室効果ガス排出量の削減目標》

	旧	新
国	平成2年度(1990年度)比で 25%減	平成17年度(2005年度)比で 3.8%減
県	平成2年度(1990年度)比で 2%減	平成17年度(2005年度)比で13.4%減

●国では、東日本大震災以降、全国的な節電や省エネの取組と合わせ、地域資源を有効活用した再生可能エネルギーの創出など、エネルギー政策と地球温暖化対策の一体的な見直しを図っています。

【循環型社会について】

●国や県では、それぞれの「循環型社会形成推進計画」が改定されました。国では、リサイクルに比べ、取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収等を新たな政策の柱として掲げています。また、小型家電リサイクル法*の改正により、更なるリサイクルの推進を図っています。

【生物多様性*について】

●近年、地球温暖化による気候変動や、森林破壊、海洋汚染による生息地の損失や劣化、外来種による生態系の乱れ等に伴い、世界レベルにおいて、生物多様性の危機に瀕しています。

国では、平成22年3月に名古屋で開催されたCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)を契機に、生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定され、今後の自然共生社会のあり方等についての方向性が示されました。これまで以上に生物多様性の保全に向けた環境配慮が求められています。

県では、平成25年10月策定の「山口県環境基本計画(第3次計画)」の「生物多様性やまぐち戦略」において、希少野生動植物の保護や、外来種対策の推進、里山*・里海*の保全・再生等の具体的な施策を掲げています。

●近年、ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業の被害が深刻化する一方、高齢化等による狩猟等の担い手が減少する中で、鳥獣の生息数の適正な管理と捕獲等の担い手育成や確保が課題となっています。国では、これまでの鳥獣保護法を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加えました。

【生活環境の保全について】

●国では、平成21年9月にPM2.5*(微小粒子状物質)の環境基準が定められました。近年、国立環境研究所の推計結果に基づく、北東アジア大陸からの越境汚染と国内における都市汚染に伴い、西日本を中心に環境基準を超過する地域が見受けられます。県では、所定箇所において常時、観測し、大気中濃度が一定数値を超えた時には、ウェブサイト等を通じて注意喚起を行っています。

●国では、平成23年3月に「今後の水環境保全のあり方」について取りまとめ、地域、グローバル、生物多様性、連携の4つの観点から、健全な水環境系の構築に向けた取組の方向性が示されました。また、平成26年7月に「水循環基本法」が施行され、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための法整備を行いました。

【環境教育について】

●国では、国連における「持続可能な開発のための教育の10年」や学校、事業所等における環境教育への重要性の高まりを踏まえ、平成23年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」から「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」への改正（平成24年10月に完全施行）に続き、平成24年6月に「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本方針」が閣議決定されました。

この中で、環境保全活動の推進に当たっては、引き続き環境教育の取組に加え、協働取組の重要性が掲げられていることから、環境を理解し、考え、行動する人材育成とその活用がより一層求められています。

【山口市の変化】

●平成22年1月の合併に伴い、豊かな自然環境等を有する阿東地域が加わるとともに、山口市総合計画をはじめとする諸計画の策定や改定を行いましたことから、その整合を図る必要があります。

《計画の策(改)定状況》

- ・山口市総合計画(後期まちづくり計画)の策定(平成25年3月)
- ・山口市地域新エネルギービジョンの改定(平成26年3月)
- ・山口市一般廃棄物*処理基本計画の中間見直し(平成25年3月)
- ・山口市森林・林業ビジョンの策定(平成25年3月)
- ・山口市景観計画の策定(平成25年3月)
- ・大内文化まちづくり推進計画の策定(平成24年3月)
- ・山口市田園環境整備マスタープランの策定(平成23年4月)

1-2 改定の視点

本計画は、改定前の計画の基本的な枠組みを継承しつつ、次のような視点をもって改定しました。

(1) 本市の環境を取り巻く社会情勢の変化への的確な対応

平成21年3月策定以降、国や県の環境基本計画の改定や、東日本大震災以降におけるエネルギー政策の再構築による再生可能エネルギーの重要性の高まりや、地球温暖化対策の見直しによる全国的な節電や省エネ意識の高揚など、本市の環境を取り巻く社会情勢が大きく変化したことを踏まえ、的確に対応しました。

(2) 阿東地域の環境に関する計画への反映

平成22年1月の旧阿東町との合併により、阿東地域が有する豊かな森林や清流などの自然環境、由緒ある歴史や文化の社会環境等の多彩な環境要素が加ったことから、本計画に阿東地域の環境に係る現状を反映しました。

(3) 本市の関連計画との整合

策定以降、本市では、市の総合的かつ長期的なまちづくりの方向性を示す計画である「山口市総合計画」の後期まちづくり計画をはじめとし、山口市地域新エネルギービジョンや、山口市一般廃棄物処理基本計画、山口市森林・林業ビジョン等の策定や改定を行ったことから、本市の環境分野についての整合を図りました。

1-3 計画の位置づけ

(1) 環境基本条例の基本理念の実現に向けた計画

本市の環境基本計画は、「山口市環境基本条例」の規定に基づき策定し、同条例の基本理念にのっとり、自然的社会的条件に応じた環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最も基本的な計画です。

(2) 総合計画を環境面から具現化、補完する計画

本市の環境基本計画は、山口市総合計画を環境面から具現化、補完する計画と位置付け、市の環境の保全と創造に関する施策の基本的な方向を示すものです。

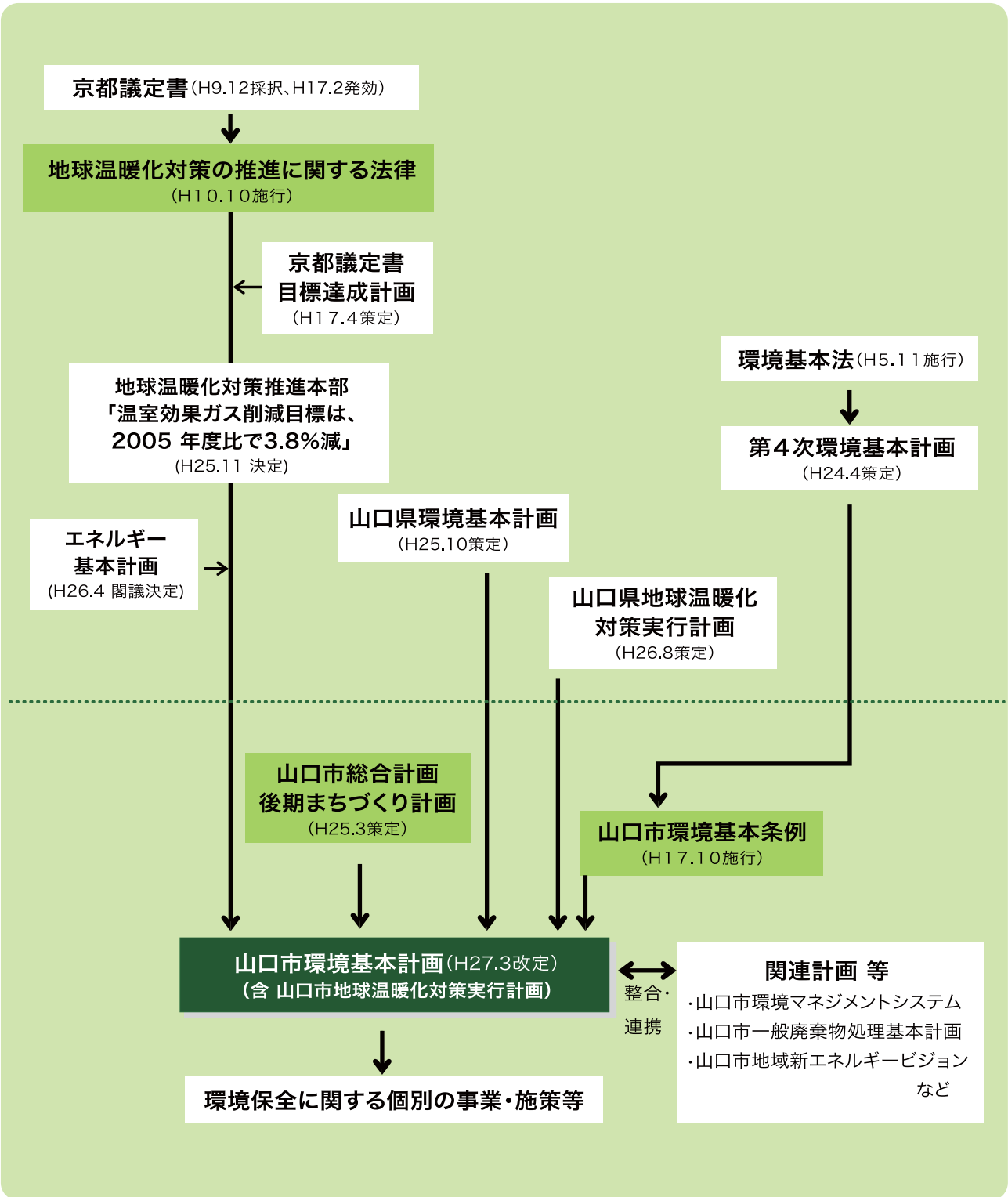
(3) 市民・事業者・民間の団体・市(行政)の行動指針

本市の環境基本計画は、市民、事業者、民間の団体、市(行政)が様々な地域環境特性に応じて、各主体の役割や責務を果たし、連携、協力しながら、めざす環境像を実現していくための指針となるものです。

(4) 「地球温暖化対策実行計画」を包含する計画

本市の環境基本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、策定した「山口市地球温暖化対策実行計画」を包含する計画です。

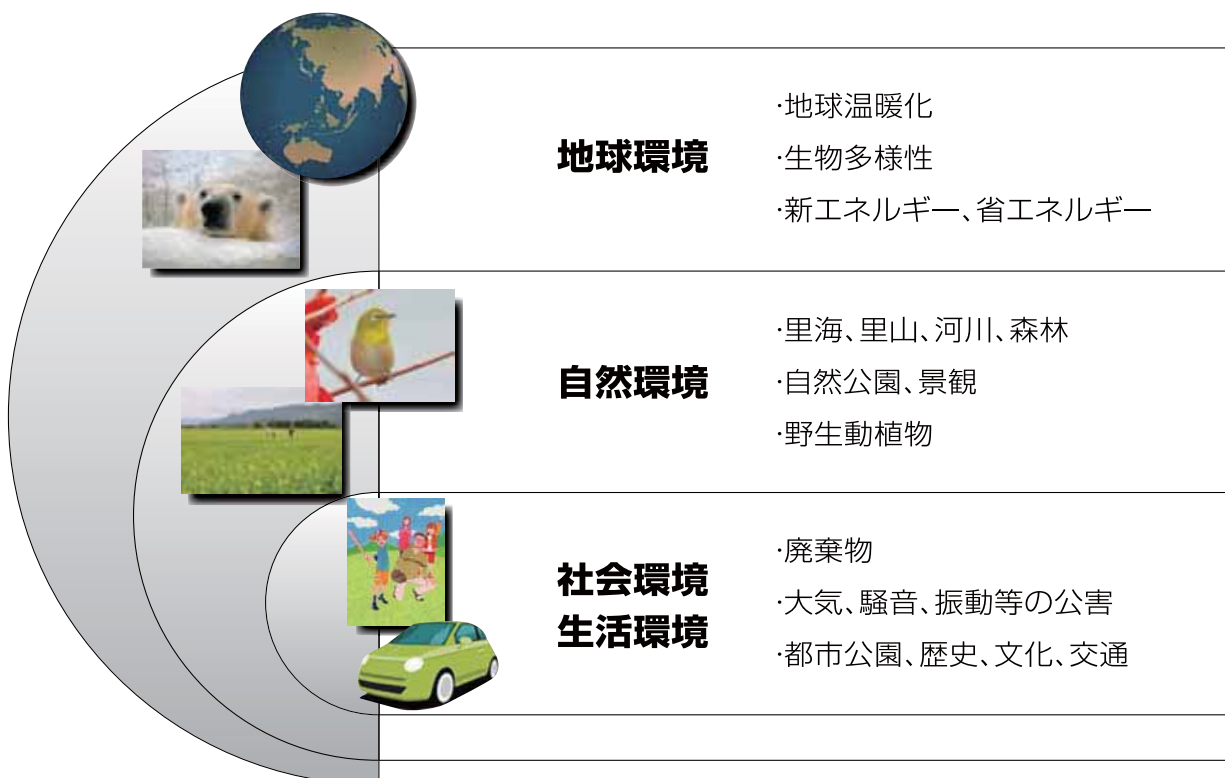
〈計画の位置づけ、相互の関連性〉



1-4 計画の対象とする環境

計画では、下の図のように、市民のくらしに身近な「生活環境」「社会環境」、それを支える「自然環境」、更にそれを取り巻く地球温暖化対策等の「地球環境」までを対象としています。

しかし、これらの環境は、境界が明確にあるわけではなく、有形・無形を問わず、互いに結びついて影響し合っています。



1-5 計画の対象地域

本計画が対象とする範囲は、山口市内全域とします。また、近隣地域や地球環境等への影響についても視野に入れるものとします。

1-6 計画の対象主体と基本的な役割

本計画の対象とする主体は、市民、事業者、民間団体、市(行政)とします。

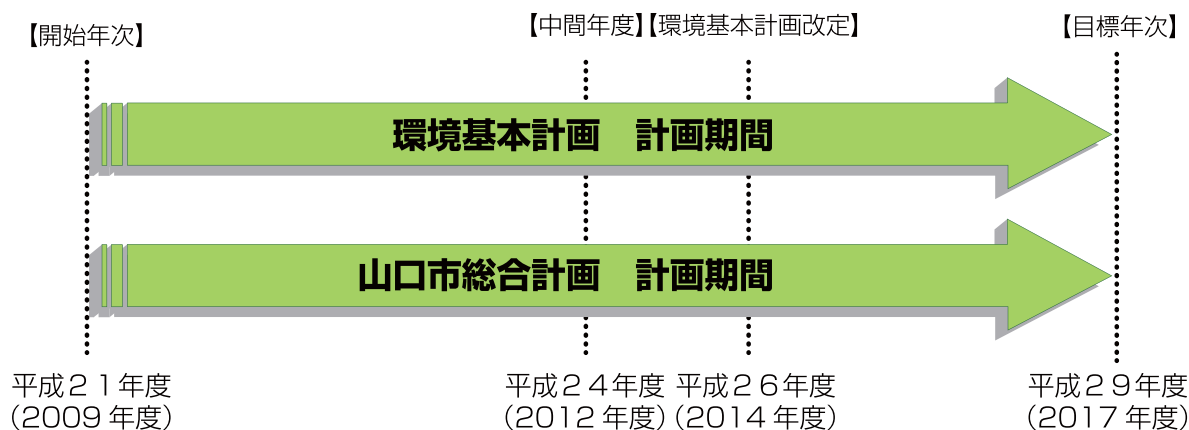
また、本計画においては、社会の構成員すべてが今日の環境問題の原因者であり、環境の恵みを受ける者であることを踏まえ、一部の施策においては、観光・レクリエーションなどの目的で本市に訪れる方も対象とします。

本計画を効果的に推進するためには各主体が相互に連携・協力し、それぞれの役割を果たすことが重要であることから、各主体の基本的な役割について、山口市環境基本条例の規定を踏まえ、次のとおりとします。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における環境負荷を認識し、負荷低減に努めます。 自ら環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動における環境負荷を認識し、負荷低減に努めます。 事業活動に関し、環境の保全に努めます。 市が実施する環境施策に協力するとともに、市民、民間団体が実施する環境保全の活動に協力します。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> 自ら環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力します。
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。 施策の策定、実施に当たっては、率先して環境への負荷低減に努めます。 大学等研究機関との連携に努めるとともに、各主体が行う環境保全活動の促進を図ります。

1-7 計画の期間

本計画の計画期間は、平成21年度から平成29年度としており、山口市総合計画との整合を図ることから、計画期間は改定前の計画を継承します。また、「山口市地球温暖化対策実行計画」の期間も本計画と同様とします。





山口市の「花」

菜の花

大人から子どもまで親しまれており、強い生命力や豊かさ、
また、希望に満ち溢れたイメージを感じさせる花であることから決定しました。